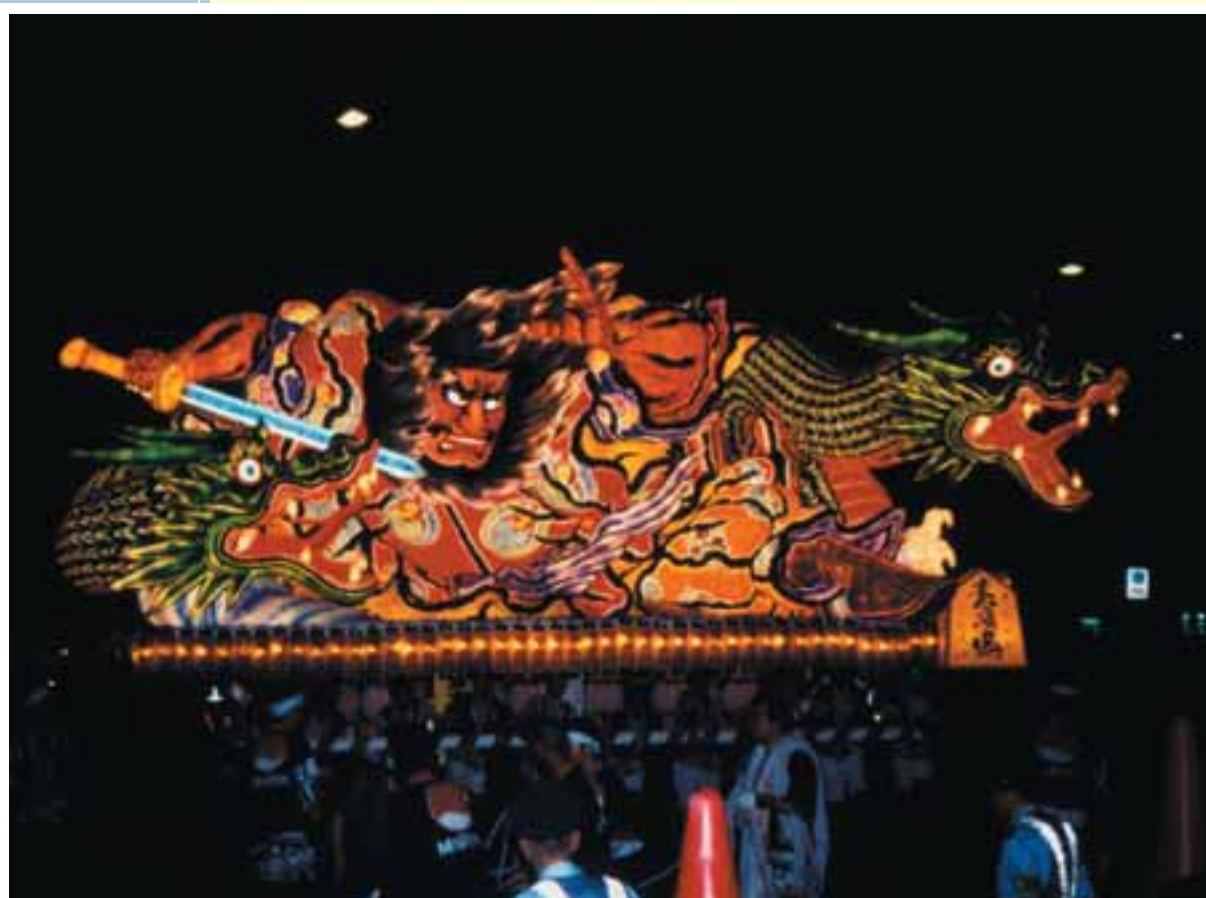


月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

8
2005
VOL.92



青森ねぶた祭／青森県
【写真提供：(社)青森観光コンベンション協会】

CONTENTS

平成17年度 学術研究振興資金贈呈式	2
学校経営の安定をサポートします ―平成17年度 融資申込み受付中―	3
経営実務Q & A	4
特別補助に関するQ & A	6
随想 私学の憲法、建学の精神について 学校法人昌平舎理事長 田久 孝翁	7
微生物を用いた環境浄化 日本大学生物資源科学部教授 中嶋 睦安	8
共済業務の相談	10
私学共済相談員一覧	11
宿泊施設のご案内	12
第三者加害行為と損害賠償	14
共済事業 今月のワンポイント	15
いんふおめーしょん	16



平成十七年度 学術研究振興資金贈呈式 ―優れた七二研究に交付―

平成十七年度学術研究振興資金贈呈式を六月二十日（月）にアルカディア市ヶ谷（私学会館）において開催しました。田中清社団法人日本経済団体連合会常務理事、永山賀久文部科学省高等教育局私学部私学助成課長に来賓のご挨拶をいただき、七二件の研究に総額一億三、九六六万円を交付しました。（研究課題一覧は本誌七月号に掲載してあります）

まず私学事業団理事長鳥居泰彦が、経済団体、私学諸団体をはじめとした多くの寄付者の方々に對して、私立学校における教育研究条件の整備の必要性についてご理解をいただき、本基金への拠出にご協力を賜ったこと、そして昭和五十一年度から今回までに総額で六二億四余りの二、一五四件に交付できたことについて感謝の意を表しました。また、資金の贈呈を受けられた研究代表者の方々に對しては、私学がもつ優れた研究能力をいっそう充実、活性化し、研究成果が学界などで高い評価を得られますよう激励の言葉を述べました。

続いて原文雄学術研究振興資金選考委員会選考委員長（東京理科大学教授）が選考経過報告を行いました。

原委員長は、申請された一七七件の研究を、私学事業団の定めた採択基準に従い、十四名の選考委員が研究目的、研究計画、研究の獨創性、研究遂行能力及び研究費の使い方の妥当性を総合的かつ慎重に審査を行い、特色ある学術研究を選定したこと、今回の選考においては、なるべく多くの研究課題を採択し、私学の研究の活性化を支援する方針を堅持した旨を報告し、「この資金を有効にお使いいただき、研究成果を上げられ、社会の要請に応えられ、私立学校の学術研究の発展に寄与していただきたい。」と結びました。

その後、鳥居理事長から研究代表者へ資金贈呈書が授与されました。

次に、来賓として挨拶に立たれた田中

清社団法人日本経済団体連合会常務理事が、「活力ある高齢化社会の実現や循環型社会への取組み、新規事業と雇用の創出等は、経済界にとっても重要な課題となつてゐる。こういった課題の解決にあたり、産官学の連携協力による研究開発の一層の促進、これらの分野における私立大学の特色ある学術研究が果たす役割は非常に大きいものがあり、社会からのニーズも非常に高まってきた。」と激励されました。

また、永山賀久文部科学省高等教育局私学部私学助成課長は、「学術研究振興資金は、いろいろな研究資金の中でも、大変意義深い、素晴らしいユニークな研究資金だと思ふ。三つの理由があり、一つは、研究の自身について、大変ユニークな研究、社会から要望の強い研究、基礎的で大切な研究などバランスのとれた選考になつてゐると思ふ。二つ目は、民間資金を財源にしており意義深い。三つ目は、私学の振興という視点を持った研究資金の存在は大きい。この資金がこれからも私学振興及び私学の学術研究の振興に大きく寄与してほしい。」と述べられ、併せて受賞者の先生方を激励されました。

平成17年度
学術研究振興資金 交付状況

合 計		交付件数	資金交付額
		件	千円
		72	139,660
内	新規・継続別	38	69,160
	新規	19	39,030
	継続2年目	15	31,470
	継続3年目		
	学校種別	70	138,440
区 別	大学	2	1,220
	短期大学		
	研究所	17	29,300
	共同研究	55	110,360
	人文・社会科学	17	13,780
	理工系	12	27,850
	生物系	24	63,750
	複合領域	17	32,340
	私学高等教育	2	1,940

最後に、資金を贈呈された七二校を代表して、今泉勉久留米大学教授が、「私立大学において、教育研究に携わる者は、昨今の厳しい経済状況の中、多額のご援助を賜ったことに對し、心よりの感謝を申し上げると共に責任の重さを痛感している。今回の助成の対象となつた七二件の研究は、そのいずれもが、私学ならではの獨自性、獨創性があり、社会の要請に十分応えることができる研究課題であることを確信している。」更に、「この厳しい経済情勢の中で、学術資金を支えて下さる、多くの方々の熱い思いを胸に深く刻み、研究に励みたい。また、私の血管再生による抹消動脈閉塞性疾患治療における血管新生抑制因子の制御による新しい治療法の開発が画期的治療法になりうらと思ふ。」と謝辞を述べられました。

以上のとおり、寄付者をはじめ多数の関係者のご出席のもと、式典は無事終了しました。

なお、平成十七年度学術研究振興資金の交付状況は次のとおりです。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎〇三（三三三〇）七八九三〜九四
Eメール kitukin@shigaku.go.jp

学 校 経 営 の 安 定 を サ ポ ー ト し ま す

—平成17年度 融資申込み受付中—

リニューアル応援します
利子助成でさらに金利優遇

老朽校舎（築三〇年以上の校舎）及び危険建物と認定された旧耐震基準（昭和五十六年以前の建物）の学校施設の改築事業に、私学事業団の融資をご利用いただけますと、国から財団法人私学研修福

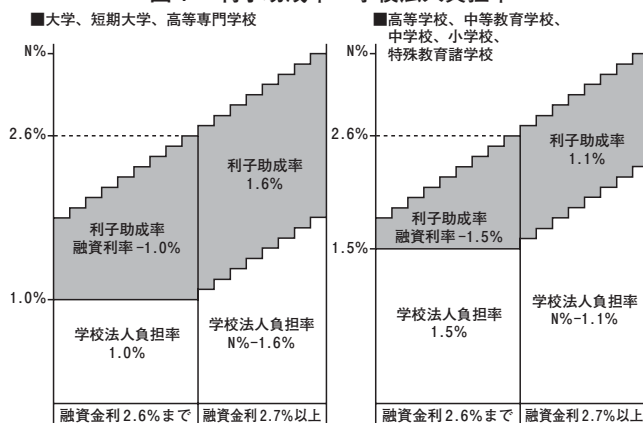
祉会を通じて十年間「利子助成」（利子助成率・学校法人負担率は図1参照）が受けられます。このため、学校法人が負担する当初十年間の金利（融資金利二・六％までの場合）は事業対象が大学・短大等では一・〇％、高校・中学校・小学校等では一・五％になります。金利の負担を軽減し、学校経営の安定のためにもぜひご利用ください。

なお、この「利子助成」制度は当初計画によると平成十八年度融資分までとなっています（平成十九年度以降についてはこの制度の継続を要望しています）。

※ 今年六月、国土交通省の住宅・建築物の地震防災推進会議は、「住宅・建築物の地震防災対策の推進のために（提言）」を公表しました。同会議は、学校、病院、事務所等の特定建築物について、約三六万棟のうち約九万棟（約二五％）が耐震性不十分と推計し、制度の充実、強化策として「耐震性が不十分な（学校等）多数の者が利用する建築物（の所有者）に対して、正当な理由がなく指示に従わない建築物の公表等を行うことができるようにすべきである」と提言しています。

学校施設において直接的に学生・生徒等の生命を脅かすようなことがないよう、また、地域の防災拠点としての重要な役割も果たせるよう、学校施設の耐震性の確保は喫緊の課題となっています。

図1 利子助成率・学校法人負担率

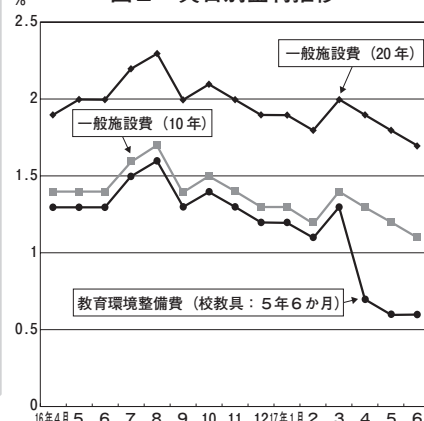


園具・校教具の金利がさらに低くなりました

平成十七年四月から「教育環境整備費（校教具）」（融資期間五年六か月（据置期間六か月）以内）の金利設定方法を見直し、従前よりさらに低金利での融資が可能となりました（図2参照）。「園バスを買い換える」「園具、校教具を新しくしたい」「最新のIT環境にしたい」などの事業には、ぜひご利用ください。一個または一組の価格が五〇〇万円以上の機器備品等でも、「校教具」の対象となります。

※ 大学、短期大学、高等専門学校は対象にはなりません。

図2 費目別金利推移



認可保育所も対象になりました

平成十六年度から学校法人が設置する認可保育所も融資の対象としています。認可保育所の施設の新増築、開所に伴う既存幼稚園の改修、認可保育所で使用する機器備品等の購入などが対象事業です。融資条件は幼稚園の場合と同様です。

お気軽にご相談ください

平成十七年度の融資のお申込みは随時受け付けています。平成十八年度以降のご相談にも応じていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

審査第一係（大学・短大・高専法人）

☎〇三（三三三〇）七八六二～六三

審査第二係（前記以外の学校法人）

☎〇三（三三三〇）七八六四～六五

Eメール yushih@shigaku.go.jp

経営実務Q&A

学校法人から私学経営相談センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ&A形式でまとめましたのでご参照ください。

一 国公立大学を通じた大学教育改革の支援に係る補助金について

Q 「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」に選定・採択され、文部科学省から補助金が交付されることとなりましたが、この収入に係る会計処理はどのようにすればよいでしょうか。

A 国公立大学を通じた大学教育改革の支援のうち質問の「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」は「大学改革推進等補助金」により補助されます。当該補助金は「大学、短期大学及び高等専門学校長のリーダーシップの下、組織的に行われている教育改革を推進するための事業であって、特に優れた取組として選定された事業」を対象としています。

また、補助事業者については、平成十六年度は「大学改革推進等補助金」が「当該事業の代表者である大学等の長及び事業を推進する教職員」として個人を対象としたものでしたが、平成十七年度から「大学、短期大学及び高等専門学校の設置者」である学校法人を対象とした機関補助に変更になりました。

したがって、この収入は「(大科目)補助金(収入)」

【国公立大学を通じた大学教育改革の支援に係る補助金(事業年度別)】

年度	プログラム名	補助金名	補助事業者	収入科目名
平成16年度	特色ある大学教育支援プログラム	大学改革推進等補助金	研究者個人	預り金(収入)
	現代的教育ニーズ取組支援プログラム			
	法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム			
	大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育実践支援)	研究拠点形成費等補助金		
平成17年度	特色ある大学教育支援プログラム	大学改革推進等補助金	大学等の設置者	国庫補助金(収入)
	現代的教育ニーズ取組支援プログラム			
	大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援、海外先進教育実践支援、戦略的国際連携支援)			
	法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム			
	地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム			
	「魅力ある大学院教育」イニシアチブ			
	大学・大学院における教員養成推進プログラム			

「(小科目)国庫補助金(収入)」に計上するのが妥当です。

なお、『月報私学』平成十五年十二月号掲載「経営実務Q&A」における(質問事項)「特色ある大学教育支援プログラムの補助金収入について」は平成十五年交付分についてのものです。

二 自己点検・自己評価及び認証評価に係る費用の処理について

Q 大学等が行う自己点検・自己評価及び認証評価機関による評価を受ける際に係る費用は、「教育研究経費(支出)」か「管理経費(支出)」のどちら

らでしょうか。

A 大学・短期大学・高等専門学校及び専門職大学院は、平成十四年の学校教育法の改正(第六十九条の三ほか)により、教育研究水準の向上に資することを目的として、自己点検・自己評価を行うとともに、認証評価機関による評価を受けること及びその結果の公表が義務化されました。

質問による評価が、学校教育法第六十九条の三第一項の自己点検・自己評価又は第六十九条の三第二項認証評価機関による評価であるならば、法令で示されているとおり、その目的は「教育研究水準の向上に資するため」であるので、それらに係る費用は「教育研究経費(支出)」として処理することが妥当です。

しかし、上記の学校教育法上の自己点検・自己評価とは別に、学校法人の運営状況等の点検・評価を自ら実施するものもあり、その場合には「日本私立学校振興・共済事業団編『学校法人の経営に関する実務問答集(第2次改訂版)』」の設問95(自己点検・自己評価書の印刷代の会計処理)の考え方を受けて、「教育研究経費(支出)」又は「管理経費(支出)」に合理的に按分することが妥当です。

なお、認証評価に係る経費については『月報私学』平成十七年四月号に掲載していますのでご参照ください。

(参考)

『学校法人の経営に関する実務問答集《第2次改訂版》』の設問95

Q 自己点検・自己評価書の印刷代は「教育研究経費（支出）」か「管理経費（支出）」か

A 各学校の自己点検・自己評価書の内容を見ると教育研究活動に関するものが中心であるが、一部に管理的な内容も含まれているものもある。管理的な内容が含まれている場合は原則として合理的に按分するのが望ましい。（平成九年）

三 自動車リサイクル法施行に伴う会計処理

Q 通学用のバスを購入したところ、別途リサイクル料金を請求されました。この支出に係る会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

A 平成十七年一月一日より「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が本格施行されました。これは、使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るための法律です。

このようなりサイクル（フロン類の回収・破壊並びにエアバッグ類及びシュレッダーダストのリサイクル）に必要な費用については、自動車所有者が負担することになります。

その負担の時点は、
ア 制度施行後購入される自動車については、購入時
イ 制度施行時の既販車については、最初の車検時まで
ウ 車検を受ける前に使用済みとなる自動車については、引取業者への引渡し時

となります。

○預託金（①～④）の場合（上段が大（中）科目、下段が小科目の例）

区 分	資金収支計算書	消費収支計算書	貸借対照表
購入時	その他の支出 預託金支出	—	その他固定資産※1 預託金
売却した時 ※2	その他の収入 預託金回収収入	—	流動資産 現金預金 (預託金はなくなる)
廃車した時 (最終所有者として引取業者へ引渡した時) ※3	①その他の収入 預託金回収収入 ②教育研究(管理)経費支出 委託手数料支出	教育研究(管理)経費 委託手数料	(預託金はなくなる)

※1 自動車を1年以上保有する場合。1年未満であれば流動資産に計上する。
※2 売却した場合、その代金に預託金相当額が含まれている。
※3 廃車した場合、①により預託金を一旦回収し、②により費用処理する。

- リサイクル費用の主な内容は次のとおりです。
- ①シュレッダーダスト料金
リサイクルに必要な料金
- ②エアバッグ類料金
回収・運搬とリサイクルに必要な料金
- ③フロン類料金
回収・運搬と破壊に必要な料金
- ④情報管理料金
リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金
- ⑤資金管理料金
リサイクル料金の収納及び管理・運用を行うために必要な料金

これらのリサイクル費用のうち、①～④については「預託金」として使用済自動車の引渡しまで自動車所有者の資産となり、使用済自動車として引取業者に引き渡した時点で、最終所有者が費用処理を、また⑤については、支払った時点で費用処理をすることとされています。

したがって、本質問の場合、上記預託金（①～④）については、計算書類において表のように計上されることが考えられます。

また、資金管理料金（⑤）については、購入する自動車の使用目的等に応じて、大科目「教育研究経費（支出）」か「管理経費（支出）」を区分した上で、小科目については例えば「委託手数料（支出）」などが考えられます。

★学校法人会計基準の改正について

平成十七年三月三十一日文科科学省令第十七号により、学校法人会計基準が一部改正されました。その後、文科科学省より平成十七年五月十三日、文科科学大臣所轄各学校法人理事長及び各都道府県知事あてに「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」が発出され、内容は、「基本金の取崩しの弾力化」及び「計算書類の注記事項の充実」となっており、平成十七年度の計算書類から適用されます。

各学校法人におかれましては、ご不明な点等がございましたら私学経営相談センターまでお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営相談センター
☎〇三（三三三〇）四九〇一～〇一一
Eメール center@shigaku.go.jp

特別補助に関するQ & A

特別補助業務につきましては、日頃から格段のご協力をいただきありがとうございます。

本年度も私立大学教育研究高度化推進特別補助（文部科学省執行分）については、事務手続きを引き続き事業団で行いますので、本号では、文部科学省執行分計画書及び私学事業団執行分調査票の作成にあたり、学校法人から寄せられた質問とその回答についてまとめましたので、ご参照ください。

文部科学省執行分

一 研究科の教育・研究活動状況

Q 平成十七年度から様式3―3「教育研究拠点大学院重点経費」の研究科の教育・研究活動状況調査書において、「学位授与数」から論文博士は除くこと、「学会誌・国際学会議事録等に記載された学術研究論文数」から学内紀要は除くことなど、いくつかの項目で取扱いの変更がなされていますが、過去三年の実績（平成十四・十五・十六年度）を記入する場合、前年度提出した計画書の実績（平成十三・十四・十五年度）と平成十四・十五年度の数値が異なってもよいのでしょうか。

A

今年度の計画書の過去三年の実績を記入する際には、変更後の新しい基準で、過去の年度についても人数等をカウントし直す必要があります。

その結果、前年度以前の計画書と異なることとなりますが、前年度以前の計画書を差し替える必要はありません。

Q

二 教育改革方策の実施状況調査書

Q 平成十七年度の様式7「教育改革方策の実施状況調査書」は「平成十六年度の実施結果を記入すること」とされていますが、その場合に「定期的な外部評価の実施及び公表状況」の「定期的な」とはどういう意味でしょうか。

また、仮に平成十五年度に大学基準協会の相互評価を実施し、次回平成二十二年度に認証評価として相互評価を受ける予定の場合はどうなりますか。

A

ここでいう「定期的な」とは毎年・隔年・五年に一度など計画的に外部評価を実施していることであり、必ずしも平成十六年度に実施している必要はありません。仮に平成十五年度に実施していて、次に平成二十二年度に実施する予定でも該当します。

なお、平成十七年度より認証評価は外部評価から除く取り扱いとなりました。これに伴い、質問のように前回（平成十五年度）の相互評価は認証評価ではなかったが、次回の相互評価（平成二十二年度）は認証評価になるというケースについて、外部評価の実施に該当するかどうかという問題が生じます。

この計画書では、直近の外部評価実施年度を記入することとなっているため、質問にある相互評価については、平成十五年度時点では認証評価ではありませんので、外部評価の実施有りに該当することになります。

なお、この考え方は様式3―3「教育研究拠点大学院重点経費」の研究科の教育・研究活動状況調査書及び様式3―15の「特定大学院支援経費計画書」で、「定期的な外部評価の実施及び公表状況」欄に直近年度の実施状況を記入する場合においても同様です。

Q

三 外国大学等との学生交流

昨年度は、「外国大学等との学生・教員の交流」と「高等教育研究改革推進経費」のうち、「ハ 国際的視野の涵養のための教育研究の③海外教育研究機関との相互交流に関するもの」は重複申請が認められませんでした。この扱いは平成十七年度はどのようになりますか。

A

平成十七年度は、補助費目の整理・統合により、「外国大学等との学生・教員の交流」は「外国大学等との学生交流」に、「高等教育研究改革推進経費」のうち、「ハ 国際的視野の涵養のための教育研究」は「国際化推進」に移行しました。

このため、平成十七年度は「外国大学等との学生交流」と「国際化推進」③海外教育研究機関との相互交流に関するものについて重複申請はできないこととなります。

私学事業団執行分

四 教育訓練講座

Q 「教育訓練講座」の対象である受給対象者について、実際に給付金の支給がなかった人も含めてよろしいでしょうか。

A

「教育訓練講座」は講座申し込みの時点でその人が教育訓練給付金の受給対象者であることが要件ですので、実際に講座修了後に受講者本人がハローワークから給付金を受けた可否かは確認する必要はありません。ただし、受給資格があるかどうかの確認は必要です。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 特別補助課

☎〇三（三三三）七八八五～八六（二係）

☎〇三（三三三）七八八七～八八（二係）

☎〇三（三三三）八四六五～八六（三係）

Eメール tokuho@shingaku.go.jp

私学の憲法、 建学の精神について

随想

学校法人 昌平黉
理事長 田久 孝翁

名は体を表す

名は体を表すということから、今年は昌平黉いわき短期大学創立四十周年・東日本国際大学十周年という記念すべき年を迎え、私学の憲法、建学の精神を象徴する孔子祭は、年間を通し本学四大行事の一つとして創立者の意図する処を記念し、年々行われるものであります。本学にとって建学の精神を象徴する式典は、この孔子祭が最大の課題であります。

孔子は今を去る二五五六年前の人であります。世界四大聖人の筆頭に数えられる聖人であり、論語を通して東洋的文化の基礎を築いて来たのであります。

その意味に於いて二十一世紀を迎えて今日に遡りますこと二五五六年。それが孔子思想の実体であり、まさに孔子文化の真髄であるとするならば、ここに孔子は生きているというのが私の実感であります。論語に示される一言一句はそのまゝ現代社会の道理道徳であり、現代人と雖も一時も^{いとも}忽せに出来ない真理が示されているのであります。この一言一句が、本学の母体校である昌平中学・高等学校の創立訓「修為要領十七条」に示されているのであります。これらは全て日本人の文化の基礎であり、論語が基本であったことを物語っているのであります。斯くして今年の孔子祭は、前述の通り本黉各大学の創立を記念致しまして「経世済民」と「忠恕」の心に代表される平

和経済学、儒学文化圏を始めとする東南アジア、強々では世界平和に貢献する学術文化の発展に寄与しています。そこに私学の憲法としての建学の精神があります。なぜ今、建学の精神なのでしょう。この問題は昨今の社会情勢を思いますとき、教育以前の問題として取り上げなければならぬことが、まさに孔子の教えに基づく「行義以達其道」本黉建学以来の大精神であります。即ち「有教無類」指導教育の実践であり、本日この祭典執行の持つ最大の意義であります。

「友遠方より来る在り、また楽しからずや」今年の孔子祭には、孔子生誕の地である中国山東省曲阜市から曲阜師範大学、曲阜師範学校始め各国姉妹校各大学一六校より三〇名の方々のご臨席を賜り、さらに国内、地元関係者を合わせ数多くのご協力を頂き誠に有り難うございました。

ここまでは、去る六月二十二日に行いました本学の孔子祭建学の精神を記念する報告の一端であります。

今なぜ建学の精神なのか：

学術研究はもとより、ここでも「有教無類」教え有りて類い無し、生まれたままの人間は誰でも平等であり、教育によつてのみ人々の心は大きく変わっていくのであると論じているように教育が全てであります。これを現代社会の学校教育に鑑みて心の教育とは何処にあるとい

えるでしょうか。ここに求められるのが建学の精神であり、これを具現化するのが私学、そして建学の精神であり、教育以前の問題として心の教育が上げられます。然らば一体全体、何処で誰が教えるといえるでしょうか。週五日制、ゆとりある教育をキャッチフリーズに、ゆとりと心の教育で出発したはずであります。が、朝令暮改ということでは果たして心の教育等は出来るのでしょうか。昔から子供は親の背を見て育つものといわれてきました。が、現代版夫婦共稼ぎでは、子供は一体誰を、何を見て育つのでしょうか。

学力低下や凶悪犯罪等々子供は全て加害者ではなく、被害者ではないのでしょうか。現在中国では一人っ子政策を打ち出しておりますが、日本の現状では少子高齢化が定着しつつあり、このまま二十年と推移すれば当然のことながら、生産人口の激減期を迎え、福祉と環境のアンバランスが生じてくることは火を見るよりも明らかであり、その意味に於いても教育以前の問題として私学と建学の精神が上げられます。教育改革は基本的には社会制度の改革でありますので、子育て支援対策等についてはまたの機会として、ここでは私学と建学の精神について苦言を呈する次第であります。

学術研究振興資金 交付対象研究の紹介

微生物を用いた環境浄化

―新規バイオリメディエーション法の開発―

日本大学生物資源科学部教授 中嶋 睦安

私学事業団の学術研究振興基金は、私学の特色である独自性、弾力性、潜在力を発揮し、公共に奉仕するための学術研究の向上に資することを目的にして設立され、毎年優れた研究に対し学術研究振興資金の交付を行っています。

今月号では、平成十六年度にその交付対象となった研究の一つをご紹介します。

はじめに

石油は今日の生活に欠かすことのできない重要なエネルギー源であると同時に主要な環境汚染の原因物質の一つである。一度自然環境中に放出された石油は、長期間にわたって存在し、周囲の環境に大きな被害をもたらす。特にタンカー事故等による沿岸海域の石油汚染は深刻な問題となっている。

アメリカ合衆国の国立研究評議会(NRC)や経済協力開発機構(OECD)によると、海洋環境へ流出した石油総量は、おおよそ年間三〇〇万t位と見積もられており、その中で船舶事故などにより海洋に流出される石油は、海洋へ流出する石油の総量の十%以下と推定されている。一見、この数字から、船舶事故などによる海洋の石油汚染は、全体としてみればそれほど多くないと感じられる読者もいるかもしれない。しかし、石油タンカー事故による海洋への石油の流出は、想像もつかないインパクトを

与えている。

最近起こった石油流出事故をみると、例えば、二〇〇二年十一月のスペイン西北部の沖合で起きたプレステージ号の事故では、船体が二つに折れて沈没し、一〇、〇〇〇t近くの原油が流出し、観光地であるガリシア地方の沿岸が約二〇〇kmにわたって流出した原油に汚染され、周辺域の産業や生態系に深刻なダメージを与えた。また、二〇〇一年一月に南米エクアドルのガラパゴス諸島沖で起きたジェシカ号の事故では、ダーウィンの進化説誕生に大きな影響を与えたガラパゴス諸島の貴重な生態系が、僅か一、〇〇〇tほどの石油の流出により大きな被害を受け、緊急事態宣言まで出された。

これらの事故が典型的に示すように、石油流出事故は、事故に対する十分な備えが無いような沿岸地域で、突然、石油が流出し、その環境に多大な影響を与え、重大な被害発生に結びつくことが多いという特徴がある。

これまで、流出油の処理は、主に機械的、化学的処置が行われており、流出油の大半はこれらの処理で回収できる。しかし、岩礁地帯の複雑な地形に入り込んだ流出油をこれらの処置だけで完全に除去することは不可能であり、また、化学的処置による環境汚染等の二次的な汚染も問題となる。エクソンバルデス号の事故では、海岸に漂着し浜辺の岩石や砂に付着した流出油を高圧熱水で洗浄したが、高圧熱

水による生態系への被害の方が大きかったと評価されている。

そのようなことから、(微)生物を使った環境浄化(バイオリメディエーション)が注目されてきた。本研究は、将来的な石油汚染海洋環境の浄化を目指した新しいバイオリメディエーション法の開発の取り組みである。

本研究の目的

一般に海中には1mlあたり $10^5 \sim 10^6$ 個の微生物が存在する。これら微生物の間では、共生をはじめとした複雑で多様な相互関係が築かれ、複合微生物群集が形成されていると考えられている。一方、石油汚染は、一、〇〇〇種以上の炭化水素化合物の複合汚染であり、汚染域にはアルカンのような短期間で消失する成分から多環芳香族炭化水素(PAHs)のように長期間残留する成分まで含まれている。そのため、実際の海洋石油汚染の主役となっているのは、PAHsなどを中心とする難分解性画分である。

バイオリメディエーションは環境負荷の少ない有効な浄化法であるが、従来法のように、汚染域に存在する微生物群全体の活性を高めるような手法では、分解性の高い成分の分解が速まるだけで、難分解性画分は分解されずに高濃度に残留することが確認されている。

効果的なバイオリメディエーション法を開発するためには、まず、最も重要なステップである難分解性画分の分解を担う微生物を海洋微生物群集の中から特定し、その菌学的情報を収集・蓄積するといった特定の微生物に注目した解析が必要であり、さらに、同微生物が活躍しやすいように微細環境を整える、あるいは、汚染下の微生物群集構造を変化させるなどの複合微生物群集に注目した解析が必要である。

る。この段階では、複合微生物群集における異種間相互作用の制御技術が必須であり、そのため本研究では、微生物群集構造の培養制御技術の開発およびそれを利用した新規バイオリメディエーション法を開発することを目的として行われた。

これまでの研究成果

一 新規PAHs分解菌の探索

前述したように、石油汚染のバイオリメディエーションにおいて最も重要なステップは、PAHsの分解である。これまで海水中から多様なPAHs分解菌が取得された経験から、汚染域でのPAHs分解には多様なPAHs分解菌が関与すると考えられていた。しかしながら、われわれは、実際のPAHs分解に深く関わっている微生物種は多くなく、中でも*Cycloclasticus*は、海域を問わず普遍的に検出される重要な種であることを明らかにした。

二 難培養性PAHs分解菌の培養法の確立

*Cycloclasticus*は、海洋におけるPAHs分解の主役と考えられるにも関わらず難培養性のため、多くの場合、その存在をDNAレベルでしか特定できなかったが、今回、その培養法を確立し、同菌の微生物学的検討を可能とするシステムを構築した。

三 バイオリメディエーションに有効な機能性バイオリマーの発見

高濃度石油耐性石油分解菌の探索を行った結果、*Rhodococcus rhodochrous* S-2株は 1.0×10^8 ppmの石油存在下でも生育できる石油耐性石油分解菌であり、同株の生産する細胞外多糖 (S-2 EPS) が、強力な界面活性作用や他の微生物への溶媒耐性をもたらす有効な物質であることを明らかにし、その構造に検討を加えた。

四 特定微生物の選択的活性化を利用した新規バイオリメディエーション法の開発

石油汚染海洋環境のシミュレーション実験において、S-2 EPSを投与することで、海洋微生物群集の中でもPAHsの分解に最も重要な*Cycloclasticus*を選択的に活性化し、海水土着の微生物群の石油分解活性を大幅に促進できることを明らかにした(図参照)。

まとめと今後の展望

バイオリメディエーションの主役は汚染域に存在する微生物群である。バイオリメディエーションは、汚染土壌や汚染地下水の浄化などで、他の環境から隔離された閉鎖環境を対象として、汚染物質分解菌の添加と、栄養分や温度などのコントロールを組み合わせ、大きな浄化実績をあげている。

しかし、タンカー事故で発生する石油汚染海洋環境はこれとは全く異なり、他の環境から隔離できない開放系であり、温度などのコントロールもほとんど不可能で、汚染物質分解菌の添加もその増殖や生態系への影響の点からも困難である。

石油汚染海洋環境での有効な浄化手法の開発のためには、複合微生物群集がもつ有用な生理活性を探索し、利用することが大切である。現段階で考える限り、*Cycloclasticus*のPAHs分解活性は、海洋に存在する最も強力なPAHs浄化力であるが、通常の海洋複合微生物群集の中では希少なものである。本研究の展開により、この希少な生理活性を特定し、有効利用する新規浄化技術開発の可能性を導き出した。

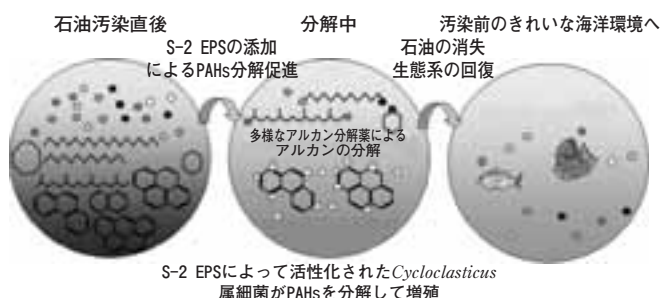
本技術の開発は、微生物の生産する機能性物質を利用するものであり、二十一世紀に求められるクリーンな技術開発に十分応えられるものに発展することが期待できる。そのためには、複合微生物群集に

おける異種微生物間の相互作用や微生物—基質間の相互作用をより深く理解する必要がある、今後、それに必要な理論の構築、解析手法などを検討する予定である。

謝辞

本研究プロジェクトは、日本大学生物資源科学部と(株)海洋バイオテクノロジー研究所との共同研究であり、本研究に携わっていただいた全ての皆様に心より感謝いたします。

本研究は、日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金の他に、文部科学省二十一世紀COEプログラム、文部科学省科学研究費補助金、木原記念横浜生命科学財団研究助成金の援助を受けて行われたものであり、さらに、通産省工業技術院の産業科学技術プロジェクト「複合生物等生物資源利用技術開発」の一環として行われたものであります。



(この研究は、平成十四年度から十六年度にかけて交付対象となっています。)

共済業務 の相談

私学事業団では、年金や医療をはじめ共済業務に対する加入者や事務担当者、年金受給者の皆さんからの相談をお受けしております。分かりやすく、そして丁寧に対応するように努めていますので、ぜひご利用ください。

相談体制

各種の相談は、共済事業本部の相談室、各ガーデンパレス（東京・京都を除く）の共済業務課のほか、各県（共済業務課が設置されている道府県並びにその近郊に位置する神奈川県、千葉、埼玉及び兵庫の各県を除く）に一名ずつ委嘱している私学共済相談員によってお受けしています。



〈共済事業本部・相談室〉

相談できる日時

- 月曜日～金曜日（祝日及び十二月二十八日から一月四日を除く）
- 午前九時十五分～午後五時（私学共済相談員は午後一時～四時）

◆電話による相談は

休み明けや週末には大変混雑します。一日のうちでは午前中に集中し電話がつながりにくいこともありますので、比較的空いている週の中頃や午後にご相談ください。

文書による相談

文書で相談する場合は、加入者番号又は年金証書番号、連絡先の氏名と電話番号を必ず記載してください。内容を細かく確認しないと正確な回答ができないものがあります。

年金の試算

年金の試算は原則として年金受給権の発生する一年前から受け付けています。年金の試算はプライバシーに関する内容ですので、文書又は来訪によってご相談ください。

様式用紙等の請求

様式用紙等の手続き用紙の請求には、ファクシミリをご利用ください。請求の際は、①学校名 ②学校記号番号 ③送付先住所・郵便番号 ④電話番号 ⑤担当者名 ⑥様式用紙名（様式番号のみは不可）⑦必要部数を明記してください。なお、資格取得報告書等一部の様式用紙等はホームページの事務担当者コーナーからダウンロードができますので、ご利用ください。

・ホームページアドレス

<http://www.shigakukyosai.jp/>

【共済業務の相談体制一覧】

相談窓口		電話番号	ファクシミリ番号
相談室（広報相談センター）		03 (3813) 5321（代表）	03 (3813) 1081
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011 (222) 6234（直通）	011 (222) 6311
	仙台ガーデンパレス	022 (299) 6231（直通）	022 (299) 6296
	名古屋ガーデンパレス	052 (957) 1388（直通）	052 (957) 1387
	大阪ガーデンパレス	06 (6393) 9701（直通）	06 (6393) 9728
	広島ガーデンパレス	082 (262) 1134（直通）	082 (262) 1149
	福岡ガーデンパレス	092 (752) 0651（直通）	092 (713) 3581
私学共済相談員（年金試算を除く）		次ページを参照してください	

私学共済相談員一覧

相談日／月曜日～金曜日（午後1時～4時）

事務担当者や加入者の皆さんを対象とした相談業務を補完するため相談員制度を設けています。
ぜひご相談ください。

平成17年7月1日現在

県名	氏名	所属学校等	郵便番号	学校所在地	電話番号
青森	長内弘光	弘前学院本部	036-8577	弘前市稔町13-1	0172 (36) 5224
岩手	古川靖弘	盛岡スコレ高等学校	020-0851	盛岡市向中野字才川2-3	019 (636) 0827
秋田	奈良通也	秋田経済法科大学	010-8515	秋田市下北手桜字守沢46-1	018 (836) 1342
山形	小座間瑠美子	山形学院高等学校	990-0039	山形市香澄町3-13-15	023 (641) 4116
福島	佐藤二郎	桜の聖母学院	960-8112	福島市花園町3-6	024 (534) 8891
茨城	友常和久	茨城高等学校	310-0065	水戸市八幡町16-1	029 (221) 4936
栃木	松山めぐみ	作新学院高等学校	320-8525	宇都宮市一の沢1-1-41	028 (648) 1811
群馬	田代文衛	樹徳高等学校	376-0023	桐生市錦町1-1-20	0277 (45) 2258
新潟	真保稔	新潟経営大学	959-1321	加茂市希望が丘2909-2	0256 (53) 3000
富山	須田悦三	高朋高等学校	931-8452	富山市東富山寿町1-1-39	076 (437) 9950
石川	安部玲子	北陸学院法人事務局	920-1396	金沢市三小牛町イ-11	076 (280) 3858
福井	藤田律子	仁愛女子高等学校	910-0004	福井市宝永4-9-24	0776 (24) 0493
山梨	早川由美子	東海大学甲府高等学校	400-0063	甲府市金竹町1-1	055 (227) 1111
長野	丸山正樹	松本松南高等学校	390-0813	松本市埋橋2-1-1	0263 (32) 0685
岐阜	花正和	岐阜女子高等学校	501-6002	羽島郡岐南町三宅1-130	058 (245) 2670
静岡	松永均	静岡雙葉中・高等学校	420-0853	静岡市葵区追手町10-71	054 (255) 0305
三重	橋爪衆一	皇學館大学	516-8555	伊勢市神田久志本町1704	0596 (22) 0201
滋賀	井上清久	滋賀女子短期大学	520-0803	大津市竜が丘24-4	077 (524) 3605
奈良	湯谷明生	帝塚山大学	631-0034	奈良市学園南3-1-3	0742 (43) 4433
和歌山	西岡幸男	開智高等学校	640-8481	和歌山市直川113-2	073 (461) 8080
鳥取	岡本知己	米子北高等学校	683-0804	米子市米原6-14-1	0859 (22) 9371
島根	竹中紀子	松徳女学院高等学校	690-0015	松江市上の木1-14-51	0852 (21) 5478
岡山	石井知美	金光学園中学・高等学校	719-0104	浅口郡金光町占見新田1350	0865 (42) 3131
山口	岡本朗	山口県鴻城高等学校	754-0002	吉敷郡小郡町下郷258-2	083 (972) 0307
徳島	楠木享子	徳島工業短期大学	779-0108	板野郡板野町犬伏蓮花谷100	088 (672) 2311
香川	八木美佐子	英明高等学校	760-0006	高松市亀岡町1-10	087 (833) 3737
愛媛	高尾義信	松山大学	790-8578	松山市文京町4-2	089 (925) 7111
高知	上田良子	高知県私立中学高等学校連合会	780-0870	高知市本町4-1-49	088 (825) 3363
佐賀	吉浦靖之	佐賀女子高等学校	840-0047	佐賀市与賀町153-1	0952 (24) 5341
長崎	本岡吉彦	長崎国際大学	857-0047	佐世保市矢岳町1-8	0956 (23) 2196
熊本	青木周二	熊本中央高等学校	860-0077	熊本市内坪井町4-8	096 (354) 2333
大分	松林隆通	明豊高等学校	874-0903	別府市野口原3088	0977 (27) 3311
宮崎	中山清信	宮崎日本大学高等学校	880-0121	宮崎市島之内6822-2	0985 (39) 1121
鹿児島	藤崎久美子	川島学園本部	891-0101	鹿児島市五ヶ別府町3591-3	099 (286) 1515
沖縄	糸数晃	沖縄大学	902-8521	那覇市国場555	098 (832) 3216

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>

春、夏、秋、冬、いつ訪れてもその季節の魅力が満載の那須高原。その中にある「那須白雲荘」は標高約800mの大自然に位置し、これからの季節は、避暑、紅葉見物等に最適です。また、温泉でのんびりしてはいかがでしょう。ちょっと足をのばせば、テーマパークや美術館がいっぱい。心も身体もリフレッシュ！ ぜひ、ご利用ください。

紅葉宿泊プラン 1泊2食1名様 8,500円 (休前日9,500円)

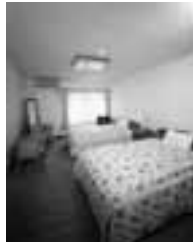
秋・那須高原が深緑から紅葉へと移りゆくこの自然美をお楽しみいただき、露天風呂と地場産食材を活かした会席料理にてご堪能ください。



期 間：平成17年8月31日
～11月30日
室タイプ：和室8畳、10畳
人 数：2～5名

滞在型洋室プラン 素泊り

当プランはコンドミニウム式(台所、炊事用具完備)の滞在型で1名様1泊目4,000円、2泊目3,500円、3泊目以降3,000円と大変お得なプランとなっています。また、夕食4,200円、朝食735円プラスで



ご用意できます。露天風呂も存分にお楽しみいただき、どうぞ癒し気分でご自由にお寛ぎください。

期 間：通年適用(年末年始、春・夏休み、GW除く)
室タイプ：洋室(ツイン)

那須温泉 那須白雲荘

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本206-314
☎0287 (76) 4588

歩いてわかる古都の魅力！！

兼六荘は観光拠点に最高の立地にあります

兼六荘を出発、タイムスリップしませんか。

東コース 兼六荘から左へ向かうと、尾張町へ抜け浅野川沿いに広がる主計町茶屋街。「暗がり坂」を散策し、橋場町の浅野川大橋を渡る。江戸時代の面影を残す、ひがし茶屋街への紅殻格子の街並み通りには、おしゃれな雑貨店・喫茶店があり、女性観光客の姿が多く、茶屋街らしいお土産を楽しめる。

西コース 兼六荘玄関を右へ向かい歩いて3分、ステンドグラスが輝く神門の尾山神社から長町武家屋敷跡を散策。タイムスリップしたような街並み、黄土色の土堀・武者窓のある門構えが残っており、風情ある佇まいを見せています。北陸の古都・金沢の四季を味わいませんか。お待ちしております。



1泊2食プラン1名様

8,000円

(2名でツインルーム使用の場合)

9,000円

(シングルルーム使用)

1泊朝食プラン

5,500円

(シングルルーム使用)

金沢 兼六荘

〒920-0918 金沢市尾山6-40

☎076 (232) 1239 <http://www.eagle-net.ne.jp/~kenrokusou>

宿泊所・保養所のインターネット宿泊予約を

9月9日から私学共済事業ホームページ上で開始します！



海あり山あり旨いものあり「皆泉荘」

日本海に面して白砂青松の海岸が続く弓ヶ浜の海辺より徒歩5分程の位置にある皆泉荘は夏の海水浴は勿論、温泉神社や無料で利用できる足湯があり近隣の散策も楽しめます。

また、これからの季節は剣ヶ峰、弥山、三鉢峰といった1700m級の山々が連なる日本百名山のひとつ大山での山歩きがお勧めです。雄大な景色を眺めながら頂上を目指すのも良し、大山寺周辺の石畳やブナの森ウォーク等、山麓で木漏れ日を浴びるのも良いでしょう。

夏・秋のお勧め宿泊プラン

境港お刺身プラン

夕食の会席料理のお刺身を大皿に6種程をご用意いたします。

1泊2食

1名様 11,850円
(2名様より)



※写真は「境港お刺身プラン」2人前の例です。

日本海セレクトプラン

13品の会席料理に魚ちり鍋をセットにした名物料理です。
魚は鯛・鰯・鱈よりご予約の際お選びください。

1泊2食

1名様 12,800円
(2名様より)



上記プランはいずれも10月末までの日・祝日を除く期間限定プランです。

皆生温泉

かい せん そう
皆泉荘

〒683-0001 米子市皆生温泉3-15-50
☎ 0859 (22) 8731

湯う湯うプランには
道後温泉本館入浴券が
付いています。



たっぷりと
道後（松山）を楽しんで
いただければ幸いです。

ぜひ、お気軽に
ご利用ください。

歴史のある道後温泉に
湯っくり入って
湯っくり遊んでみては
いかがですか…



お得な
ビジネスプラン
始めました

1泊朝食1名様
4,000円

湯う湯う
しらさぎ荘
25周年記念
プラン

湯う湯うプラン
1泊2食1名様
7,900円
8,900円
9,900円

道後温泉

しらさぎ荘

〒790-0836 松山市道後鷺谷町4-9
☎ 089 (941) 7161

第三者加害行為と損害賠償

交通事故などのケガをした場合は
私学事業団に届け出が必要です

加入者や被扶養者が交通事故などの第三者加害行為によるケガで治療を受ける場合は、速やかに私学事業団へご連絡ください。その事故が職務上や通勤災害でなければ、原則的には加入者証を使って保険診療を受けることができます。この場合の診療費は本来第三者の加害行為に係る相手方（以下「加害者」という）が負担すべきものを私学事業団が一時立替払いすることになるため、後日加害者から弁償してもらうことになりますので、次のことに留意してください。

◆ 交通事故でケガをしたときは 『人身事故』で事故届け出を

道路交通法による事故届けには「人身事故」と「物損事故」がありますが、ケガをしたときは必ず「人身事故」で届け出てください。物損事故はケガがなかったとみなされ、自賠責保険も支払われな

いことがあります。
物損事故として届け出ていたり、人身事故届のない場合は、加入者証を使って保険診療を受けることはできませんので、加入者や被扶養者本人が治療費の全

額を負担することになります。

◆ 職務上や通勤途上のケガの時 は加入者証は使えません

交通事故など第三者加害行為によるケガの場合は、とりあえず加入者証を使って保険診療を受けることができますが、職務上や通勤途上のケガでは、加入者証は使えません。

職務上や通勤途上でのケガは労働者災害補償保険法（労災保険）の適用となりますので、診療を受ける際には医療機関

の窓口で、職務上又は通勤途上のケガであることを伝え、診療を受けてください。
また、勤務先を通して所轄の労働基準監督署（労基署）に届け出ることも必要となります。

◆ なぜ私学事業団に事故の届け が必要なのか

交通事故など第三者加害行為によるケガの場合は、診療費は本来、加害者が負担しなければなりません。

したがって、「人身事故」として届け出をした上で、加入者証を使って保険診療を受けたとき、私学事業団は「保険給付の価額の限度」で、加入者や被扶養者が有する損害賠償請求権を代位取得して、保険診療の費用を加害者に請求します。

交通事故の場合は、加害者又は加害者が加入している自賠責保険や任意保険に對して、請求することになります。

なお、保険診療後に、加入者や被扶養者が加害者から治療費などの損害賠償を直接受けたときには保険給付が受けられなくなり、「保険給付の価額の限度」で返還していただくことになります。

◆ 示談は慎重に！

示談をするときは、その金額が慰謝料なのか、物的損害なのか、治療費なのかを明確にして、「保険診療の私学事業団

立替分を、私学事業団からの請求があり次第、責任をもって加害者が弁償する旨」を示談書に明記するようにしてください。

安易に示談をして私学事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまうと、私学事業団は加害者に請求できなくなるため、加入者に保険診療の私学事業団立替分を返還していただくことになります。このような不利益を被らないためにも、示談は慎重に行ってください。

◆ このような事故も報告を

次の場合も必ず第三者からの加害行為による事故となる場合がありますので、報告してください。

- ① 加入者や被扶養者が同乗していた車で自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- ② 駐停車中の車に対する追突事故
- ③ 自分の車がセンターラインオーバーした衝突事故
- ④ 自転車同士や自転車と歩行者の事故
- ⑤ スキー滑走中の衝突事故
- ⑥ ゴルフ場での被打球によるケガ
- ⑦ 近所の飼い犬に噛まれたなどペットによるケガ
- ⑧ 喧嘩や暴行によるケガ
- ⑨ 旅先の旅館等での食中毒

今月のワンポイント

平成17年度

都道府県事務委嘱者並びに 事務担当者協議会を開催

7月7日京都ガーデンパレスにおいて、文部科学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました。

この協議会は私学事業団の事務の一部を各都道府県に委嘱していることから、毎年開催しているものです。

《平成17年度議題》

- 私学共済の現況について
- 都道府県補助金について
- 事務委嘱規程について
- 私学事業団からの業務連絡等について
- 都道府県からの提出議題について

「積立共済年金制度 加入者名簿」 の表示項目の変更

積立共済年金加入者の確認のため、毎年10月初旬に各学校法人等へ送付している「積立共済年金制度 加入者名簿」については、個人情報保護法の施行に伴い、「積立共済年金加入者の住所、郵便番号、電話番号、掛金口座振替の口座名義人、種目、口座番号」の項目を表示しないこととしました。

標準給与基礎届書の提出

平成17年の「標準給与基礎届書」の提出期限が過ぎています（7月10日までに提出）。

未提出の場合は至急提出してください。

8月の共済事業スケジュール

1日（月）	掛金	6月分納期限
2日（火）	貸付	送金
10日（水）	貯金	払込期限〔必着〕
15日（月）	貸付	申込・任意償還申出締切
22日（月）	貯金	送金
	貸付	送金
25日（木）	貯金	払戻・解約請求締切
	積立共済年金	脱退申出等締切
31日（水）	掛金	7月分納期限
	貸付	翌月22日送金申込締切
	海外保養施設	11月、1月1日～5日利用予約締切

直営施設の利用

各宿泊施設の8月分の予約状況には、まだ若干の余裕があります。私学共済事業のホームページでも各宿泊施設の空室状況が確認できます。

予約については、各施設に直接お問い合わせください。

インターネット宿泊 予約システム導入のお知らせ

私学事業団の直営宿泊施設では、私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）からのインターネットによる宿泊予約をガーデンパレスのみ受け付けていましたが、宿泊所と保養所でもインターネット予約を開始することとなりました。開始日は平成17年9月9日となります。

ホームページの宿泊所・保養所のページ「しがくのやど」では、従来は各施設の空室状況だけを表示していましたが、そこから希望する日をクリックすることで、空き部屋数・利用可能なプランをご覧いただけます。

ただし、年末年始や繁忙期等は、ご利用できない場合がありますので、予めご了承ください。

加入者向広報「レター」9月号等の送付

加入者向広報「レター」9月号、積立貯金パンフレットを9月上旬に学校法人等あてに送付します。

送付物は7月末現在の加入者数でお送りしますが部数が不足していた場合は、広報班まで申し出てください。

月報私学7月号（第91号）の記事に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

- ・12ページの兼六荘電話番号の市外局番
誤 067 (232) 1239
正 076 (232) 1239
- ・13ページ青森県の相談員の方の漢字氏名
誤 長内 弘充
正 長内 弘光

9月の共済事業スケジュール

2日（金）	貸付	送金
9日（金）	貯金	払込期限〔必着〕
15日（木）	貸付	申込・任意償還申出締切

共済事業に関するお問い合わせは共済事業本部まで 電話番号のかけ間違いにご注意ください

〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03(3813)5321（代表）

<http://www.shigakukyosai.jp/>



いんぷお めーしょん

役員等人事

次のとおり、発令されましたので、お知らせします。

◆役員

○理事

退任 戸水 宏
(平成十七年六月三十日付)
新任 澤田 裕
(平成十七年七月一日付)

○監事(非常勤)

新任 黒崎 勝之
(平成十七年七月一日付)

◆共済運営委員会委員

退任 田野倉 宏和
(平成十七年六月二十二日付)
新任 平方 邦行
(平成十七年六月二十二日付)

融資部貸付金に係る 償還のご案内 (平成十七年九月分)

融資部貸付金に係る元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」および後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金するようにお願いします。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

なお、償還金の振込みにあたっては、次の点に留意してください。
一 「貸付金返済期日のご案内」に同封する「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にして下さい。
二 償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振込みください。
(設置学校ごとに分割しての振込みは、ご遠慮ください。)

問い合わせ先(私学振興事業本部)
融資部 債権管理課 回収係
☎〇三(三三三〇)七八七三〜七四
Eメール saiken@shigaku.go.jp

◆融資部融資金利表(平成17年7月13日現在)

融資費目	改定前	改定後	備 考
一般施設費	年 %	年 %	校(園)舎、体育館、遊戯室等の新・増・改築、買収等校(園)地の買収、造成等
	1.70	1.80	
	1.50	1.60	研究高度化関連施設等
	1.40	1.50	私立大学ハイテク・リサーチ・センター等整備事業
	1.40	1.50	防災(地震)対策費
教育環境整備費	0.60	0.60	校教具、通園バスの購入等
	0.80	0.80	過疎高校・私大奨学事業
	1.10	1.10	大型設備・情報技術整備等
	1.00	1.10	災害復旧費
公害対策費	1.40	1.50	
特別施設費	1.80	1.90	寄宿舎、セミナーハウスの新築等
	1.40	1.50	国際交流施設
	1.40	1.50	障害者利用施設

※一般施設費のうち、貸付期間10年ものは「1.10%」です。
※金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

平成17年度 融資申込み受付中
～お気軽にご相談ください～

あしがき

▼今月号では、学校法人昌平堂理事長の田久先生から「私学の憲法、建学の精神について」寄稿していただきました。

▼多くの私立学校には、独自の建学の精神、教育理念などの特色ある教育方針があります。

▼私立学校に調査でお伺いすると正門近くには必ずといってよいほど設置者の銅像、記念碑、碑文などで「建学の精神」を拝見します。また、それを学校法人名や学校名に使われているところもあります。

▼この「建学の精神」について学校の方々に直接お伺いすると、学校創

設時の創設者の熱意、情熱、魂を強く感じ、また、当時のご苦労をお聞きすると、歴史の奥深さを痛感します。

▼私学振興に携わる私学事業団の職員として、今後の使命を思いまします。身が引き締まる気持ちになります。

▼今、教育界全体が大きな変革期を迎えています。特に私立学校は近年における少子化等の問題もあり、私立学校を取り巻く環境は年々厳しいものとなっています。

▼このような時代こそ、「建学の精神」に基づく獨創性、獨自性を十分に発揮され、乗り越えていただくとともに、本事業団も可能な限りの支援ができればと思います。

(企画室)

◇共済事業に関するお問い合わせは、共済事業本部まで ☎03(3813)5321(代表)

● 月報私学 8月号(VOL.92)平成17年8月1日発行

● 編集・発行 日本私立学校振興・共済事業団/〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 ☎03(3230)7810~11(企画室)

<http://www.shigaku.go.jp/>

(禁無断転載)